

秋田県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）のお知らせ【追加申請】

秋田県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度以降に私立高等学校に入学した生徒のいる以下の要件に該当する世帯に対し、「奨学のための給付金」を支給します。

●支給要件

令和7年7月1日現在、次のすべてに該当する世帯

- ・保護者（親権者）等が秋田県内に住所を有していること。
- ・生活保護（生業扶助）受給世帯または保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯。
- ・就学支援金または学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者であること。

※保護者等が県外在住の場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

●生徒一人あたりの給付額（年額）

世帯区分	全日制等	通信制
①生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600 円	
②道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯	152,000 円	52,100 円

●生徒一人あたりの給付額（災害等につき1回に限る）

世帯区分	全日制等・通信制
上表②の世帯 ※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合について	81,000 円

●申請方法

- ・県内の私立高等学校等に在籍している場合は、各学校に提出してください。

※7月1日時点に在籍していた学校への提出になります。受付期間は学校によって異なりますので、各学校へご確認ください。

- ・県外の私立高等学校等に在籍している場合は、直接秋田県教育庁総務課に郵送してください。

※申請書は県ホームページからダウンロードできます。申請書の郵送を希望される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

※専修・各種学校の方は秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課高等教育支援室に提出してください。

●申請期限

令和7年12月19日（金）（必着）

●給付方法

給付決定後、県で直接申請者（保護者等）の口座に振り込みます。（支給前に通知を送付します。）

※申請書類等に不備がある場合は、支給が遅れることがあります。

●提出書類

①非課税であることの証明書類（写し可。）

※生徒が高校2年生又は3年生で、昨年度マイナンバーを提出した方は提出不要です。（昨年度提出したかどうか確認したい場合はお問い合わせください。）

☆生活保護（生業扶助）受給世帯の場合

福祉事務所発行の「生活保護受給証明書」

- ・生活保護受給証明書は、令和7年7月1日現在、生活保護のうち生業扶助を受けていることが分かるもの。

☆生活保護受給世帯以外の場合

保護者等全員の令和7年度課税証明書又は納税通知書、若しくは個人番号カードの写し等

- ・課税証明書等は、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が分かるもの。
- ・就学支援金の申請に使用する証明書のコピーでも構いません。
- ・父母それぞれの証明書が必要です。保護者等（親権者）全員の証明書がない場合、給付金を受け取ることはできません。

◎個人番号カードの写しを提出する場合は、マイナンバー収集台紙に身元確認書類及び番号確認書類を添付して提出してください。

※身元確認書類とは

個人番号カード（マイナンバーカード）の表面、運転免許証、パスポート（旅券）、身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれか一つの写し等

※番号確認書類とは

個人番号カード（マイナンバーカード）の裏面、個人番号通知カード、住民票（個人番号付き）のうちいずれか一つの写し等

※上記以外でも添付が可能な書類がありますので、これによらない場合はご相談ください。

②「秋田県高校生等奨学給付金受給申請書」（様式１）

- ・次のどちらかを選択して申請書を記入してください。

※生活保護（生業扶助）受給世帯の場合は、様式１－１で提出してください。

様式１－１・・・非課税であることの証明書類として生活保護受給証明書、課税証明書、納税通知書を提出する場合

様式１－２・・・非課税であることの証明書類として個人番号カードの写し等を提出する場合

- ・記入にあたっては「記入上の注意」「記入例」をよく読んで記入してください。
- ・記入上の誤りは、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください。

③在学証明書（学校所定の様式）

④振込口座届（様式１０）と通帳のコピー

- ・口座は申請者（保護者等）本人名義のものに限ります。

⑤制服の再購入に係る誓約書（様式１３）と罹災証明書等

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合における給付額の加算を受けようとする場合のみ

- ・再度、制服の購入が必要であることについて、高等学校等による証明書（様式１３）等を添付してください。

●問い合わせ先・書類送付先

（高等学校）

※郵送の場合は、追跡可能な簡易書留や特定記録郵便により郵送してください。

秋田県教育庁総務課 総務・私学チーム

〒010-8580 秋田市山王三丁目１－１ Tel 018-860-5111

（専修・各種学校）

あきた未来創造部あきた未来戦略課高等教育支援室 高等教育支援チーム

〒010-8570 秋田市山王四丁目１－１ Tel 018-860-1223

【秋田県ホームページ】

「秋田県高校生等奨学給付金制度について（私立高等学校）」

（コンテンツ番号：11051）